

奈良県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		旧	新	
つじもと医院	生駒市鹿ノ台東 二丁目四番地四	つじもと医院 (名称)	川口クリニク (名称)	令和六年四月 一日